

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定  
結核予防法による指定医療機関の辞退  
保安林の指定の解除 (三件)  
解除予定の保安林  
土地改良事業の認可 (八件)  
製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の合格者  
毒物劇物取扱者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第千二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フェライト診療所	鳥取市岩倉一〇二	昭和五十一年十二月一日
井 崎 医 院	鳥取市吉方温泉町一丁目五六四	十三日
鎌沢産婦人科医院	米子市熊党一四二の七	一日
医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町一〇三一の五	"
乾 医 院	気高郡鹿野町鹿野一四〇五の一	"
松本歯科医院	鳥取市上魚町四九	"
岩 間 薬 局	倉吉市瀬崎町二七七一	三日

### 鳥取県告示第千三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。  
昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和五十一年十一月三十日	岩本診療所	西伯郡名和町大字御来屋 一〇一八

鳥取県告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字新田西屋敷通下二三一一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字出口ノ上ミ四九五、四九五の一、四九六

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の二四三、七八三の七一四、七八三の七五五から七八三の七五七まで、七八三の七六二から七八三の七六四まで、七八三の九七九、七八三の九八〇、七八三の九八二、七八三の九八三（以上十二筆について、次の図に示す部分に限る。）、七八三の

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九、一三九〇の二二八、一三九〇の二三一、一三九〇の二三七、一三九〇の二四四、一三九〇の二四七（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十八号

会見町から申請のあつた町営土地改良（宮前地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十九号

大山町から申請のあつた町営土地改良（一の谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（水口地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十一号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（上米積地区区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良（江尾本町五丁目地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良（小江尾地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良（武庫地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千十五号

日野町から申請のあつた町営土地改良（中菅地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千十六号

昭和五十二年における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計及び地質調査に係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十一年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

- 1 資格審査願提出前二年の各事業年度における製造高又は収入高
- 2 従業員の数
- 3 資本又は出資の額
- 4 営業年数

5 機械、装置、車両、運搬具等の保有量

6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

7 その他経営及び信用の状態

二 資格審査の手続

1 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和五十二年二月末日までに知事に提出しなければならない。

ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、昭和五十一年度に資格を得た者で、印刷、工事用材料販売、清掃及び採石に係る業を営むものにあつては(一)から(四)まで、(九)及び(十)に掲げる書類を、その他の業を営むものにあつては(一)、(四)及び(五)に掲げる書類を添付すれば足りる。

(一) 経営実態調査書（様式第二号）

(二) 営業用機械器具調査書（様式第三号）

(三) 貸借対照表（資格審査願提出前一年の事業年度分のもの）（様式第四号）

(四) 資格審査願提出前一年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税証明書

(四) 営業証明書（法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）

(五) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面

(六) 個人である場合においては、その者の身分証明書（禁治産者、準

禁治産者又は破産者で復権を得ない者を証する書面）

(七) 印鑑証明書

(八) 採石業を営む者にあつては、採石納入実績証明書（前年度鳥取県に納入した実績（金額）を証する書面）

(九) 委任状（年間を通じ、入札、見積り、契約の締結等を委任する場合に限る。）

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和五十二年限りとする。

ただし、昭和五十三年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事 平林鴻三殿

昭和52年度において鳥取県で発注される下記営業種目の製造の請負物件の売買に係る指名競争入札に参加する資格の審査を受けたいので、お願いします。

加する資格の審査を受けたいので、お願いします。

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

電話番号 局( )- 番

記

希望する営業種目	
(詳細は記載説明書参照)	

店 舗 の 写 真
-----------

本 社 (本店) の 位 置 (略図)
---------------------

Ⓜ 審査願は、支店、営業所等があつても本社名で記入し提出すること。

様式第2号

経 営 実 態 調 査 昭 和 年 月 日

(1)区 分	支 社 (支 店) 営 業 所 等				
商 号 又 は 称					
所 在 地					
代 表 者					
電 話 番 号					
(2)代 理 店 又 は 特 約 店					
(3)営 業 年 数	創 業	現 組 織 に 変 更	営 業 年 数		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(4)製 造 高、販 売 高、又 は 収 入 高	直 前 第 2 年 度 分 決 算 か ら		直 前 第 1 年 度 分 決 算 か ら		年 間 平 均 高
	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
(5)① 流 動 比 率	流動資産 千円 × 100 = (貸借対照表より)				%
	流動負債 千円				%
② 従 業 員 の 数	技 術 関 係 職 員	事 務 関 係 職 員	販 売 関 係 職 員	そ の 他 の 職 員	計
	人	人	人	人	人
③ 資 本 (又 は 出 資) の 額	区 分	直 前 決 算 時 (千 円)	剩 余 (欠 損) 金 処 分 (千 円)	計 (千 円)	
	資 本 金 (又 は 出 資 金)				
	準 備 金				
	積 立 金				
	繰 越 金 (繰 越 欠 損)				
	計				
④ 模 設 備	区 分	機 械 器 具 (千 円)	車 両 ・ 運 搬 具 (千 円)	工 具 ・ 器 具 (千 円)	計 (千 円)
	① 価 格 (取 得 ・ 製 作)				
	② 減 価 償 却 費				
	① - ② 価 格				
(6)前 年 度 登 録 の 状 況	登 録 の 有 無	有 無	登 録 業 種 及 び 番 号	業 No.	左 の 格 付 級
(7) 摘 要					

(注) 代理店又は特約店は、業種別にできるだけ詳細に記入してください。欄内に記入できないときは、別紙に記入してください。

様式第3号

営 業 用 機 械 器 具 調 書

名 称	種 類	能 力	購 入 年 月 日	購 入 時 の 価 格 円	備 考

- 1 本表は、この審査願提出直前のものについて記載すること。
- 2 本表は、経営実態調査の「④設備」の欄の(機械器具)、(車両、運搬具) (工具、器具) 別の内訳明細とし、それぞれ別葉に作成するものとし、購入時の価格の合計額は、「①細格(取得製作)」欄に記入した額と一致するものであること。



様式第4号

## 貸 借 対 照 表 ( 年 月 日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金・預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品 (商品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
そ の 他 の 流 動 資 産		そ の 他 の 流 動 負 債	
計 (流動資産)		計 (流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固 定 資 産 (土 地 を 除 く。)		そ の 他 の 固 定 負 債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計 (固定負債)	
そ の 他 の 固 定 資 産			
		負 債 計	
計 (固定資産)		資 本 金 及 び 剰 余 金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計 (資 本)	
合 計		合 計	

公 告

昭和51年11月24日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和51年12月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種危険物取扱者試験

北水喜八郎 坪井 正毅 松本 通夫 景山 洋次 小野木康治

神谷 昌博 外山 濟

乙種第1類危険物取扱者試験

松田 尚美 宮本 隆夫 小山 省三

乙種第3類危険物取扱者試験

安達 秋雄 加賀 孝二 上村 一己 上川路清一 小山 省三

松田 尚美 高吉 光正

乙種第4類危険物取扱者試験

木本 晶 鉄永富佐子 奥村 克己 平家 一寿 林 信美  
米村 英治 影日かつ枝 勝原 正 中野 隆正 吉田 雅文  
米山 繁春 城戸 雅英 仲丸 進 山根 良一 萩原 慶治  
上村 哲弥 村上 義弘 西川 功美 松田知三郎 坂口 薫  
稲田 宗万 青木 謙 小谷 憲明 綾木 清貴 掛樋 正雄  
藤井 勉 恵美須繁治 村尾 恒俊 富松 陽二 関野 元  
長岡準之助 安住 卓雄 河原 源雄 有田 陽二 石上 保正

田淵 保男 小河 敏行 田中 庄藏 初田 修美 岸本 正道  
山田 雅克 池本 洋二 中津川 清 小田 孝治 田村 千秋  
長谷川真由美 高野利恵子 谷川 義則 遠藤 嘉暉 塚谷 晴雄  
谷口 協司 野島三重照 野口 山本 昭雄 田村 田村 一彦  
籾 峰明 牧田 征男 倉本 了忠 野間 新一 山田 睦子  
山下 誠 倉本 忠志 中村 文雄 藤原 正明 藤井 佳臣  
梅原 守正 小椋 一 幸田 幸田 幸田 宗孝 赤本 定夫  
山本 享 村上 隆 植田 俊作 幸田 幸田 幸田 隆徳 竹内 芳雄  
植田 俊作 森永 聖喜 時枝八州男 塩 岡田 和義 博 西谷 隆二 松永 岩子  
竹森 忠広 岡田 光則 均 大場 兵輔 山根 均 松原 節男 定岡 淳二 吉田 正夫  
吉尾 幹人 佐々木秀春 末吉 山崎 賢 木村 新山 文明 野々内起業 佐伯 知之  
佐伯 純 花本 真澄 充 佐々木秀春 末吉 山崎 賢 木村 新山 文明 野々内起業 佐伯 知之  
小山 敏行 美 田中 村田 木村 一広 豊 下間 松本 幡井 原 秋人 山川 山路 貴一 隆 誠 渡辺 建郎  
加納 俊昭 洋氏 泰史 石田 高石 森口 登 勇 西中 高田 川上喜久雄 箕 篤 足立 石原 豊 博 野口 昭教  
井上 洋氏 泰史 石田 高石 森口 登 勇 西中 高田 川上喜久雄 箕 篤 足立 石原 豊 博 野口 昭教  
赤井 洋氏 泰史 石田 高石 森口 登 勇 西中 高田 川上喜久雄 箕 篤 足立 石原 豊 博 野口 昭教  
黒田 泰史 石田 高石 森口 登 勇 西中 高田 川上喜久雄 箕 篤 足立 石原 豊 博 野口 昭教  
下村 待治 茂 宮本 隆夫 勝敏 乙種第6類危険物取扱者試験  
木村 一己 松田 尚美 田子 勝敏  
上村 一己 松田 尚美 田子 勝敏  
乙種第6類危険物取扱者試験 尚美 田子 勝敏  
竹内 清 松田 尚美 田子 勝敏

丙種危險物取扱者試験

村田 安史	惠美須繁治	田中 茂徳	平井 甚次	長谷川晴己
吉澤 温	大月 紀郎	岸石 康弘	岸本 正道	白尾 徳光
田中 庄蔵	竹間 啓吉	松田 知子	棚田 京一	中村 克彦
森本 昭秀	影日かつ枝	山下 信幸	横谷 明敏	福田 春生
竹内 武夫	安養寺裕一	田中 幸良	寺坂 幸人	大呂 佳己
寺谷 一則	土井 敏昭	松本 正治	中川 智郎	寺本孝太良
石塚 立雄	木地谷 泉	加賀田憲正	村尾 寿範	原 理夫
田中 清美	初田 修美	石黒 庸嗣	西尾 悟	入江 則仁
田上利恵子	手嶋 秀夫	杉本 公人	谷本 幸藏	上川 光昭
進木 正美	松原 康	尾嶋 秀二	藤本 広信	大田 孝志
宮本 裕二	三島真喜雄	天野 卓実	山崎 健一	筏津 明男
河口 一夫	山崎 広秋	坂梨 義彦	山脇 清高	池信 善藏
坂本 浩	矢木 秀明	手嶋 昭男	門田 昭一	福田 美己
赤名 政利	平野 良則	小前 啓二	谷口 泰彦	森石 露子
入江 明夫	吉田 茂	長 岡崎 良文	福留 洋一	田中 進
上山 昭吾	平岩 勉	佐々木英雄	伊佐田祥一	前田 稔
安達 幸範	谷口成治郎	矢倉 正博	土森 昭弘	遠藤 泰徳
宮本佐賀茂	松浦 昭	下田 善治	遠藤千佐子	林原 隆英
井上 良一	米谷 操	門脇 強	斉藤 敏男	西村 昌晃
山崎 勝	浜田 広明	小椋 英五	入江 淑香	寺本 敏則
宮本 典正	都田 修二	酒嶋 右	笹谷健寿郎	渡部 光洋
田村 孝士	池湖 栄次	阿部 宏美	能登 忠弘	齐藤 省吾
山田 孝	田口 武			長谷川好尚

長尾 勇	田浪 武雄	前田 秋雄	田中 鉄次	安達 忠史
佐々木智樹	森田 輝頭	古都 圭三	木村 英雄	山本 史郎
鈴木 雅美	岡田 繁雄	野坂 英俊	笹谷 正和	浜田 聖一
林田 秀雄	景村 行彦	黒田、道也	上田 義人	米本 義夫
瀬尾 正治	森田 英和	秦野 雅彦	荒松 寿行	平尾 五郎
小林 辰美	倉間 利明	西村 登	遠藤 輝正	早本 章男
道祖尾欣也	陰山 忠博	江原 千市	野口 春夫	川上 和彦
砂田 守	井出尻隆志			

昭和51年12月7日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和51年12月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

平田 勝美	富谷 雅子	崎山 穂恵	尾崎 和行	国岡 恵子
吉田 哲史	藤見 啓子	小谷 哲也	松田さなゑ	西山 茂美
福安 一子	衣笠 義人	森上 修一	三浦 理恵	最上 能子
田中 律子	景山 利夫	金田 松代	田村 和代	渡辺紀代子
松本 亮子	鎌澤登喜子	内海 紀子	島田恵美子	

2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

西本喜代子	濱口 武生	谷口 和人	田中 淳次	稲葉 和好
矢吹 明敏	高橋 伸次	赤沢 彰	村上 隆	高力 麗郎
山本 智則	川本佐恵子	三村 芳勝	山下 昇	西川 明

- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者
- |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |
|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|
| 小濱 | 由紀 | 中嶋 | 諄  | 横河 | 一三  | 濱本 | 満雄 | 堀江  | 福技 |
| 奥田 | 和雄 | 馬壁 | 高志 | 三好 | 義則  | 田中 | 明仁 | 佐々木 | 正悟 |
| 矢倉 | 治  | 川口 | 壽男 | 渡辺 | 紀一郎 | 中村 | 秀人 | 久代  | 安敏 |
| 浅野 | 佳子 | 野畑 | 雅人 |    |     |    |    |     |    |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】